

令和2年6月26日

島根県農地中間管理機構
理事長 島田一嗣様

島根県農地中間管理機構評価委員会

委員長 平塚貴彦 【印略】

〔 評価委員 佐伯徳明 佐々木京子 〕
〔 小村正 持田守夫 〕

令和元年度農地中間管理事業の評価について

評価対象年度：令和元年度

1. 評価の方法

平成26年3月17日に島根県知事から指定を受けた島根県農地中間管理機構(公益財団法人しまね農業振興公社、以下「機構」という)の令和元年度中の農地中間管理事業の実施状況を評価した。

評価に当たっては、事業実施状況を量的な面と質的な面に大別し、更にそれぞれの部門において設定した項目別に評価したのち、各部門ごとに総合的に暫定評価を行った。

また、令和元年度中国四国農政局管内の農地中間管理事業の実績資料についても評価の参考とした。

【参照】・令和元年度項目別評価表 別紙1

・令和元年度中国四国農政局管内の農地中間管理事業の実績資料 別紙2

2. 総合的評価

(1) 公募関係

本事業の制度上の一つの特徴である、農用地等について借受けを希望する者を募集すること(いわゆる公募)については、前年度同様、年間を通して公募を実施することとし、合計11回の公募を行っており、その結果、令和元年度中の公募実績は、合計で380件、面積1,328.68haとなった。

昨年度に比べて大幅な減少であるが、これは事務処理要領で公募の有効期間を2カ年に設定しているため、昨年度が多くなる傾向があったためである。ただし、過去4年間に比べても順調な公募面積であり、事業周知の効果ができていると評価できる。

なお、公募結果の公表についても適切に実施されていた。

(2) 貸借関係

機構の借入れ及び貸付け実績については、借入は合計で2,686件、1,002.3haの農地中間管理権の取得がなされた。

また、年度内の貸付けは合計で284件、789.7haの貸付けがなされ（年度内の貸付率は約57%）、対前年度と比較すると、貸付けについては8%減少したものの、借入については、17%増加した。

5カ年の借入・貸付実績を見ると、出雲市のシェアが圧倒的に大きいのが、大田市以東の平野部を中心に取組実績が積み上がりつつある。しかし、今後事業の実績を積み上げるためには、集落営農組織をはじめ、その地域の農業の担い手の確保・育成が必要不可欠であり、機構だけでは難しい点が多々あることから、引き続き県・市町村をはじめ各地区の関係機関(者)との十分な連携のもと事業の推進を図る必要がある。

(3) 事業推進及びその体制

事業見直し初年次である6年目に当たり、理事長自ら市町村長、農業委員との意見交換や要請活動を行うとともに、県内市町村長をはじめ集落営農組織リーダーや個別の農家等と現地において意見交換や要望の聴取など、昨年度に引き続き積極的な活動等を行い事業の推進に努力したことは評価できる。【資料1】

県内11ヶ所に配置している農地集積相談員については、それぞれの地区において市町村などの関係機関をはじめ農家との連携も円滑に行われたこと、さらには機構としても県・市町村・農業団体・土地改良事業団体連合会等との密接な連携のもと事業推進に取り組んだことなどにより、一定の実績に繋がったと考える。

なお、昨年度に引き続き、相談員から日々の活動報告がネットを通じてリアルタイムに本所へあげられており、現地活動と本所の推進方針との整合性が随時とられながら事業推進にあたっている。

また、農業委員会と機構との連携を強化するために、昨年度から引き続き発刊されている「農地機構だより」について、各農業委員、農地利用最適化推進委員に配布されるとともに、農業委員会総会、農地部会において、相談員が記事の内容を直接説明する活動もおこなっている。この「農地機構だより」では、委員と相談員の連携手法例、事業を活用されている担い手の事例が紹介されており、各委員と相談員の連携において、国の方針が反映される一助にもなっていると推察される。

【資料2 「農地機構だより」No.8、10、11、16】

さらに、ほ場整備実施予定地区において、事業の活用を推進するため、土地改良事業団体連合会を介して、5地区の土地改良区に対し、44名の役員等に委託を行い、相談員と地元会合に出席し、事業の推進を図った。

(4) その他

近年、所有者不明農地、相続未登記農地、不在地主等の問題が顕在化してきているが、機構はこれらの問題にも、農業委員会と連携協力しながら積極的に取り組んでいる。機構が進める農地集積にあたっては、これらの問題を避けて通ることはできないが、一方でこれらの解決にあたっては、正確な現状把握と豊富な法的知識や経験が必要となる。この点、機構では現地まで出向いて農業委員会等とともに詳細な状況把握に努めるとともに、継続して弁護士への相談を行いながら対処しており、今後の同様な問題に対するノウハウの蓄積と対応力向上に役立っていると考えられる。

3. 意見等

中国四国管内の令和元年度農地中間管理事業暫定実績によると、農地中間管理機構が貸出した新規面積は、昨年度とほぼ同程度であった。

島根県では中山間地域がほとんどという厳しい条件下において、借入面積及び新規集積についても昨年度に比べて増加している。

これは、機構が関係機関、特に農業委員会と連携し、主だった担い手の利用権設定期限切れリストをもとに、農地中間管理事業への切り替え推進を昨年度に引続いて推進したこと及び円滑化事業廃止に伴う農地中間管理事業へ切り替える意識が、現場において定着したことによるものと考察される。

なお、各市町村では、担い手数そのものが減少する中、今後もこのまま農地集積面積が順調に増加するとはいえない環境にあるので、本格的な「人・農地プランの実質化」に向けて、機構は今後も他の関係機関の担い手育成対策との一層の連携強化を図りながら、農地中間管理事業の推進を行う必要がある。

次に、市町村別の過去5年の農地中間管理事業の利用面積（借入、貸出）をみると、中山間地域において少ない傾向が顕著である。もともと、中山間地域は土地基盤条件が悪く、団地化が困難な耕地が多いため、平野部に比べて利用面積自体が少ないのは致し方ないが、令和元年度の集積率と機構借入率の比較をみると、飯南町、出雲市、津和野町、隠岐の島町を除けば、集積率が低く、利用率は全般的に低い傾向にある。【資料3】

農地中間管理事業の法的堅牢性や担い手経営をはじめ地域農業及び農村の活性化などのプラスの面を考慮すれば、あらゆる地域でこの事業を活用することが得策であることは明らかであるため、今後、地域ごとの特性を踏まえて、担い手(農地の受け手)へのより一層きめ細かな対応を強化し、とりわけ中山間地域での事業推進に力を入れていく必要がある。

本来、農地集積には、担い手の育成が不可欠であることは言うまでもないが、土地基盤条件の悪い中山間地域がほとんどの島根県においては、平地とは異なり大面積規模の担い手育成は厳しい状

況にあるといえる。

また、主食用米の需要減退と米価低迷により、水稻中心の農業経営の経済性が極めて厳しい状況にある中、島根県ではH30年度から、水田園芸の振興に本格的に取り組み始めたことは、今後の集積率や機構利用率の向上に寄与すると期待できる。

一方、地元負担を伴わない農地中間管理機構関連農地整備事業（通称：機構関連事業）においては、令和元年度に65.6haを機構が借入れを行い、今後も実施予定地区においての機構借入れに期待したい。これらの事業は、農地集積、水田園芸の振興、担い手育成などに大いに役立つものであり、引続き基盤整備部門の関係者との連携を強化していくことが円滑な整備事業導入につながると考えられる。【資料4】

いずれにしても、農地の集積・集約は、農業・農村の活性化を進めるにあたって重要な役割を担う対策の一つであり、農地中間管理事業の円滑かつ効果的な推進のためには、地域の実態を見据えたきめ細かな適時・適切かつ柔軟な施策の構築と実行が望まれる。